

第2章

ASEAN諸国

[1] アジア諸国全般	77
知的財産	77
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	77
[2] ASEAN各国	79
1. タイ	79
関税	79
関税構造	79
アンチ・ダンピング	79
日本産熱延鋼板に対するAD措置	79
基準・認証制度	81
鉄鋼製品の強制規格	81
サービス貿易	81
外資規制等	81
2. インドネシア	83
数量制限	83
(1) 輸入制限措置	83
(2) 輸入制限措置(食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登録の義務づけ等) ..	84
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	85
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	85
関税	86
関税構造	86
基準・認証制度	87
鉄鋼製品の強制規格	87
サービス貿易	87
外資規制等	87
知的財産	89
(1) 意匠の新規性	89
(2) その他制度上の問題点	89

3. マレーシア	90
内国民待遇	90
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及びAP制度に基づく輸入制限問題	90
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	91
数量制限	91
(1) 関税法に基づく輸入制限	91
(2) 丸太の輸出規制等	92
(3) 電気亜鉛めっき（EG）鋼板の輸入免税枠制度	92
関 稅	93
鋼板の関税引き上げ措置	93
基準・認証制度	93
鉄鋼製品の強制規格	93
サービス貿易	94
外資規制等	94
4. フィリピン	97
関 稅	97
関税構造	97
サービス貿易	98
外資規制等	98
5. ベトナム	100
関 稅	100
自動車部品関税の変更	100

[1] アジア諸国全般

知的財産

アジア諸国の知的財産の保護に関しては、各國とも法制度自体は整備しつつあり、これらの国々でWTO設立以来、1999年末までの経過期間を援用しない前倒し的実施への努力がなされTRIPS協定の履行を目的とする知的財産保護法令の改正が行われてきたことは歓迎すべきである。また、TRIPS理事会による、開発途上国に対する法令レビューが一通り終了しており、今後は、各國の法制度のみならず、運用実態も含めた履行状況について注視していく必要がある。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

①権利行使の実効性の問題

知的財産に関してアジア諸国に共通する最も重大な問題は、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していること（図表参照）と、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

言うまでもなく、知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置（侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等）、税関当局による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害を防止できることが不可欠である。

TRIPS協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第41条～第61条）、加盟国に対して、権利行使手続により効果的かつ

迅速な措置を可能とするように国内法を確保することを義務としている（第41条）。このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。2000年1月からTRIPS協定の履行義務が生じた各國における権利行使の実効性の問題について、各國の法体制整備を注視し、協定に適合しない制度・運用が存在する場合には、WTOの紛争解決手続を用いてその是正を求めていくことも検討する必要がある。

アジア諸国の中には、不正商品の取締強化の必要性を認識し、取締当局により積極的な取組を進めている国もある。このような取組は評価できるものであり、今後、取組の一層の強化がなされることを期待する。

<図表> 日本企業製品の侵害の状況

	模倣品等の製造により 被害を受けている企業数		模倣品等の販売消費により 被害を受けている企業数	
	2007年	2008年	2007年	2008年
中 国	579	554	462	430
香 港				
台 湾	188	157	221	180
韓 国	166	143	195	169
タ イ	56	33	110	77
インドネシア	29	26	73	66
シンガポール	11	4	57	43
マレーシア	23	21	75	58

(注) 有効回答は2007年度：3,650件、2008年度：3,721件。

出典：特許庁「模倣被害調査報告書」(2009年度版)

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国内の権利行使手続を的確にTRIPS協定に適合するよう求めていくことが急務であるが、上述のように、法制度の整備だけのこと足りるわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や取締機関の事務が適切かつ効率的に機能するために、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国をはじめとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に、ASEAN諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等についても留意すべきである。

更に、権利者自らが現地の法制度の枠組みにおいてエンフォースメントを実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者の取組だけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携を深め、行政機関による取締りの一層の強化を当該国政府に求めていくことや、当該国の国民にも、知的財産の重要性につい

て理解を深め、その保護の意義について認識を向上させるための教育・広報活動等の啓発活動を求める必要もある。

我が国は、これまでにもアジア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきただけであり、今後も一層推進していくことが肝要であると考えられる。加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間にまたがっているとの実態を踏まえ、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進することも検討すべきである。具体的には、2007年6月のAPEC知的財産権専門家会合（IPEG : Intellectual Property Rights Experts Group）において、日本が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意される等、模倣品・海賊版を防止する措置の強化や知的財産権分野での協力の推進などを通じて知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導する姿勢を示している。また、我が国が締結したブルネイ、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナムとのEPAには、適切な知的財産保護やエンフォースメントに関する要素が盛り込まれている。

[2] ASEAN各国

1. タイ

関 稅

関税構造

<措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD（組み立て）部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、上記決定の対象外とされた品目の実行税率は依然として高く（非農産品の平均実行税率は8.0%）、特に衣料品（平均29.8%）、輸送機械（平均20.3%）で高水準となっている。個別品目としては、自動車（最高80%）、洗濯機・冷蔵庫（最高30%）等がある。非農産品の平均譲許税率は25.5%であり、予見可能性の観点からも譲許税率の引き下げによる実行税率との乖離は正が望まれる。また、譲許率については輸送機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品全体で71.2%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品（実行税率最高30%）、自転車（実行税率30%）、等がある。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いこともWTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能

とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

また、2007年11月に日タイEPAが発効したことから、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本産熱延鋼板に対するAD措置

(1) 措置の概要

2002年3月、タイ国内の鉄鋼メーカー5社は、我が国を含む14か国の熱延鋼板の輸入に対し、AD調査申請を行い、2003年5月にタイ政府は当該產品についてAD措置の発動を決定、我が国の熱延鋼板には36.25%のAD税が賦課された。

そもそも、我が国からタイに輸出される熱延鋼板は、タイ国内で冷延加工を行った後、自動車・家電メーカーに供給される高品質のものであり、タイ国内の鉄鋼メーカーが製造困難な产品である（タイ国内鉄鋼メーカーは調査申請時より一貫して、当該鋼板を製造可能であると主張）。

(2) 国際ルール上の問題点

タイ国内で生産される「同種の产品」と我が国企業が輸出する熱延鋼板は、その品質が大きく異なるため、市場においても競争関係を形成していない。競争関係にない別個の产品を同一の产品として評価することは、ダンピングの有無の決定、

国内産業の範囲の認定、国内産業の損害の有無の認定、国内産業の損害との因果関係の認定等において適切な判断は為しえないはずであり、このため本調査の結果は、AD協定第2条、3条及び4条に照らし問題がある。タイ政府は、2003年5月26日付で本件調査における最終決定に関する公示を行ったが、これらの文書におけるタイ政府がその判断の根拠とした事実関係、データ等についての開示の程度は、AD協定第12.2条、第12.2.2条に規定する当局の義務を全く満たしていない。例えば、調査対象產品の範囲について我が国企業は、「タイ国内で生産される「同種の產品」と我が国企業が輸出するリロール熱延鋼板とは品質が異なることから競合する產品でなく、よってタイ国内産業に損害を与えていない」との主張をするとともに、それを立証する証拠等を調査過程において提出している。タイ政府は、本件調査の最終決定文書において当該主張及び証拠につき採用を拒否したが、その拒否する理由に関しては全く具体的な証拠を示さないばかりか、我が国企業の主張に対する反論を含め、自らの主張の正当性を提示しなかった。

また、本件調査の重要事実の開示文書においては、調査対象產品となっている我が国からの輸出品について、どのような「実証的な証拠」に基づきこれがタイ国内産業に損害が与えたか、についての説明が十分に行われていない。特に、AD協定第3.4条において当局が検討すべき15項目に係わるデータについては、その実数データが示されていないため、利害関係者たる我が国企業は、何らの有効なデータ分析をすることができず、反論できる範囲は限定的なものとなり、AD協定第6.1条、第6.2条に定める証拠を提出する権利や自己の利益の擁護の機会が失われた。

(3) 最近の動き

2005年9月及び2006年9月に行われた年次見直し調査の結果、我が国企業に対するダンピング・マージンは当初よりかなり低くなったものの、本

見直しにおいても初回調査と同様に競争関係はない別個の產品が同一の產品として評価され、改善が図られていない。

以上のとおり、本件AD措置は調査中から多くの問題点を抱えてきたが、2008年にはAD税賦課から5年が経過し、同年5月26日からサンセット・レビューが開始された。我が国企業は連合して調査に対応し、日本政府からもタイ当局に対し、我が国企業の意見を十分聴取するよう要請したが、2009年5月21日に最終決定が公告され、AD措置が5年間継続されることが決定された。

さらに、上記のサンセットレビューで十分な証拠が集まったとして、タイ当局は2009年6月22日付で職権による事情変更レビュー（ダンピングマージンの見直し）を開始し、2010年6月30日に最終決定を行いAD措置が継続されている。この事情変更レビューの手続において、以下のようないくつかの問題があった。

①重要事実の開示通知を日本大使館が受け取つてからコメント期限まで実質1日しか与えられなかつた。

②重要事実の開示通知において、タイ当局に知られている日本企業は6社あったが、調査に協力した日本企業2社にのみ重要事実の開示通知が行われ、残り4社に対して通知が行われなかつた。

③タイ当局はある日本企業に対して、日本からタイへのフライトが6時間以上かかるにもかかわらず、48時間前に公聴会の開催通知を送付した。

タイ当局がAD協定6.2条に基づき利害関係者に対して意見表明の機会を与えたか、AD協定6.9条に基づく重要事実の開示通知を適切に行ったか疑問であり、日本大使館からレターを発出したほか、2010年秋のWTO・AD委員会において、上記に関する質問をタイ代表に対して行っている。

我が国としては、今後も引き続き、AD措置に関するタイ政府の運用を注視していく必要がある。

基準・認証制度

サービス貿易

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に
関し、タイ工業標準機関（TISI）は2009年1月、
タイ工業規格（TIS）認証及び認証維持審査（輸
入許可証取得）に係る手続き及び基準について、
変更を実施した。（2009年1月に新規則を公表し、
即日施行。同年3月には同新規則を廃止するとともに、
同日付にて更に別の新規則を公表し、同年5月から施行）。

<国際ルール上の問題>

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正
当な目的が達成できることによって生じる危険
性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必
要である以上に貿易制限的であってはならない」
としており、今回の規格の導入が、目的に照らし
て、必要以上に貿易制限的ではないことを確保さ
れなければ、違反となる。また、TBT協定第2.4
条において、「関連する国際規格が存在するとき
又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際
規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用
いる」とされているため、国際規格を使わない必
要性が確保されなければ、違反となる。

<最近の動き>

2009年に引き続き、2010年3月及び6月の
TBT委員会開催中のバイ会談において、当該制
度の運用面を含めた透明性が確保されておらず、
また、適合性評価手続きが煩雑であることについ
て懸念を表明した。また、2010年11月のTBT委
員会開催中のバイ会談においても、自動車や家電
に使われる我が国からの高級鋼材は除外するとともに、ミル監査手続きの簡素化を申し入れた。

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法（1999年改正、2000
年3月施行）に基づき、規制業種を3種類43業種
に分け、それらの業種への外国企業（資本の
50%以上が外国人所有の法人）の参入を規制して
いる。エンジニアリング業、各種小売業等、ほと
んどすべてのサービス業が含まれており、外国企
業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい
状況にある。参入が可能であるのは、一定規模以
上の貿易仲介や卸売・小売、建設業など限られて
いる。タイにおける主な外資制限は以下のとおり
である。

(金融)

①銀行

2008年2月、金融機関事業法が公布され、銀
行業の外資出資比率が25%から、タイ中央銀行の
許可を得れば49%まで可能と緩和された。2009
年11月に、2010～14年の5カ年計画（金融セク
ターマスター・プランⅡ）を経済閣僚会議で承認。
2012～13年の期間では、銀行セクターの競争力
を高めるため外国銀行の支店増設を許可すること
となっている。現行制度では海外支店形態で1店
舗（本店）のみだが、これにより本店に加え2つ
の支店を開設できるようになる。また、その次の
段階として支店形態から子会社形態に移行するこ
とが可能となる。タイで登記される子会社となれ
ば最大で20の支店を開設することができる。その際、Tier1（自己資本のうち、資本金、法定準備
金、利益剰余金などの基本的項目）で最低100
億バーツの資本を維持することが必要とされる。

②保険

2008年2月、保険分野については、外資出資比
率及び外国人役員比率が25%以下に制限されて

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

いるが、特段の事情がある場合には当局の承認を得ることを条件に49%までとする損害保険業法及び生命保険業法改正案が施行された。

2009年9月、タイ国家評議会が、保険会社における外国人株式保有制限ならびに株主構成に関する公式に法解釈を発表。しかしながら、出資比率に参入する外資の「議決権株式」の定義について、タイ当局は普通株のみとしており、普通株に加えて優先株まで出資比率参入が可能なタイ会社法に比しても厳しい規定となっており、業界からは緩和の要望が寄せられている。

(電気通信)

2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、サービス協定上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006年の外国人事業法改正作業（後述）の端緒ともなった。

2010年12月19日、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会（NBTC）の設置を規定する新電波法が官報公示され、翌日施行となった。これを受け、国家通信委員会（NTC）事務局はNBTC事務局に改編された。同法は、NBTCの委員の選出プロセスについて、法の施行から180日以内に完了させるよう規定しており、NBTCの委員候補の選出プロセスを開始するとされている。

(流通)

1999年の外国人事業法の改正により、小売業については最低資本金が1億バーツ以上であり、各店舗が2,000万バーツ以上となる場合、また卸

売業についても最低資本金1億バーツ以上の場合には、外資参入が可能となっている。この条件を満たさない場合には、他の業種と同じように外資の上限は50%未満となっている。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。

2006年9月のクーデターで成立したスラユット暫定政権下では、地場零細小売業を保護する目的で「卸売・小売事業法」制定に係る検討がなされたが、文民政権への交代期限に間に合わず当該法案は廃案となった。以降、短期間にサマック、ソムチャイ、アピシット各政権への交代が続いたこともあり、現時点では具体的な法制化には至っていないが、いずれ何らかの規制強化が行われると見る向きが多い。

(広告)

広告についても、外資比率が50%未満に制限されている。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、投資を通じたサービス貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、タイのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

2007年4月に署名、11月に発効した日タイEPAにより、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロッジング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲

食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話、WTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、2006年から2007年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰

されていたが、その後同改正案は立法議会での採決で反対多数となり、取り下げられた。同改正案取り下げ後も、引き続き改正案を修正・再度立法議会で審議を行うといった情報もあるが、現時点でのような動きは見られない。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

2. インドネシア

数量制限

(1) 輸入制限措置

＜措置の概要＞

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、農業大臣が定める収穫期間とその前後の、合わせて3か月間は禁止されることとなっており、国内の需要状況に応じて商業大臣がその短縮・延長を決定することとなっている。塩の輸入については、指名輸入業者のみに限定されていたが、2005年9月30日の商業大臣令により、食卓塩を除く未加工・濃密・水溶性の採掘塩及びその他の塩については塩製造輸入業者にも開放された。中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、2003年に規制が開始され、2005年末の見直しによって2007年末までの継続が決定されていたが、その後、2008年末及び2009年末の決定によりそれぞれ1年間の継続が決定されていた。さらに、2010年末にも1年間の延長が決定した。輸入が認められる中古資本財の品目は、機械工具・機器、原子炉・蒸気ボイラー・エンジン等、

録音用オーディオ・ビデオ機器、自動車、航空機、コピー機などであるが、工場移転を含む輸出・投資の拡大を条件に、これら以外の品目も商業大臣等の許可により可能となる。

また、密輸や不正輸入の増加で、安価な製品が国内市場に流入し、国内産業が被害を受けているとして、輸入許可制度、船積み前検査が導入されている。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの措置は、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007年3月より、すべての中古車について輸入が禁止された。現在、インドネシア政府は、国内で生産されていない車種については輸入を認める方向で検討を行っている。

中古資本財については、中古資材の輸入規定（商業大臣規定No.8/M-DAG/PER/12/2010）で2011年末までの輸入継続が決定された。

本件については、今後ともWTO協定に照らし是正を求めていく必要がある。

(2) 輸入制限措置（食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登録の義務づけ等）

＜措置の概要＞

2008年11月、インドネシア保健大臣は、安全性や公衆衛生の要求水準を満たしていない薬品から公衆を守るために、薬品の登録制度を通して薬品の評価を行うとの目的で保健大臣令を発出した。それによれば、インドネシア国内での医薬品の販売許可を得るにあたり、保健大臣が与える事前の登録が必要とされ、特に輸入医薬品の登録は、海外の製薬会社により書面による同意を得たインドネシア国内の製薬会社によってのみ行うことができるとされた。加えて、この同意には、海外製薬会社による5年以内の技術移転と現地生産の開始を含まなければならないとされた。

また、2009年1月には、インドネシア商業大臣令により、電気製品、衣料品（既製服）、子供用玩具、靴・履物、飲食品の輸入業者の登録を義務づけると共に、輸入できる港をメダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサルと全ての国際空港に限定し、サーベイラーによる船積み前検査が義務化されることとなった。本規制は、商業大臣規程No.57/M-DAG/PER/12/2010により、化粧品・伝統薬も追加された上、2012年12月31日まで延長されることになった。輸入できる港は、メダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサル、ドゥマイ、ジャヤプラと全ての国際空港に限定（ただし、ドゥマイとジャヤプラは飲食品限定）（但し、船積み前検査は化粧品輸入の場合を除く。なお、伝統薬については、サーベイラー報告規定の適用を2011年3月からと規定）。上記製品はいずれも輸入が伸びているものであるが、商業省は輸入の伸びは市場の拡大によるものと説明している。更に、2009年2月、インドネシア商業大臣令が発布され、4月1日より、202品目の鉄鋼製品について、輸入業者を登録制とし、船積み前検査が義務化されることとなった。本規制については、商業大臣規程No.54/M-DAG/

PER/12/2010により2012年12月31日まで適用されることになった。166品目が対象となる。なお、電気製品、衣料品（既製服）等5品目に関する輸入規制と異なり、インドネシアと他国政府との鉄鋼輸入に関する規定を含む二国間条約に基づく鉄鋼の輸入には適用されないとの適用除外規定があるほか、輸入港に関する限定も存在しない。

＜国際ルール上の問題点＞

インドネシア保健大臣令による医薬品の輸入規制については、インドネシア国内における医薬品の販売に必要な登録の要件について、輸入薬品に対してのみ海外の製薬会社による技術移転等の約束が必要である点で輸入医薬品が不利に扱われており、インドネシア国内産の薬品に許与される待遇より不利な待遇が輸入医薬品に対して付与されていることから、GATT第3条4項に規定する内国民待遇原則に非整合と考えられる。また、国際貿易に対する不必要的障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保するとしているTBT協定に非整合と考えられる。

また、インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけ等については、密輸防止の観点から導入された措置との説明を受けているが、輸入業者の登録や輸入港の限定及び船積み前検査の義務づけが密輸防止のためにどれだけ実効性を持つかについては疑問を持たざるを得ないところであり、十分に説明がされない場合には、GATT第11条の数量制限の一般的廃止に抵触する。

＜最近の動き＞

インドネシア保健大臣令については、2008年11月に、現地日本大使館より、保健大臣及び商業大臣に対して改善を求める大使名の書簡を提出し、措置の改善を求めている。

また、電気製品等5製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年1月に、本措置の

導入の目的や運用、WTO協定との整合性等についてインドネシア政府側の見解を確認するための質問を送付した。

更に、鉄鋼製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年3月、現地日本人会よりインドネシア商業省に対して、①日本から輸入される全ての鉄鋼製品の適用除外、②大臣令適用時期の延期、③本大臣令に関するインドネシア商業省外国貿易総局輸入局との会合の開催、を要望するとともに、(社)日本鉄鋼連盟からも上記①及び②を要望する書簡をインドネシア商業省及び工業省に送付した。

(3) 丸太・製材等の輸出規制等

<措置の概要>

1998年4月、IMF合意に基づきインドネシア政府は、これまで丸太と製材の輸出產品に賦課してきた高額輸出税を、従量税方式（材積あたり）から従価税方式（価格あたり）に改め、輸出税率を1998年4月に30%、1999年3月に20%、同年12月に15%にまで引き下げた。これら改定と同時に、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。更に、インドネシア政府は、違法伐採対策として2001年10月に丸太・チップの輸出停止、2004年10月に、ラフ製材品（枕木含む）の輸出禁止、2006年3月に木口断面積4,000平方ミリメートル以上等の加工度が低い木材の輸出禁止を行った。なお、インドネシア政府は、完全加工された木材と半加工の丸太に限り輸出を許可することとしている。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出総量設定については、產品輸出の制限としてGATT第11条に違反する可能性が高い。

<最近の動き>

我が国は、本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を口実として国内産業

の保護を行っている可能性があることから、WTO新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループや、二国間協議の場で問題提起を行っている。

また、2006年には、日インドネシア経済連携交渉の場において、上記の我が国の主張を申し入れた。

本件については、今後ともWTO協定に照らし是正を求めていく必要がある。

(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

<措置の概要>

2008年12月16日、インドネシア国会は現行の鉱業法の改正（新鉱業法）を可決し、2009年1月12日に大統領の署名を経て公布・施行された。インドネシア政府は、同改正により、以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内の製錬所へ優先的に供給を行い、加工、製錬を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

なお、高付加価値化義務等の運用の細則を定める政省令は、施行から1年以内に制定するとされていたが、未だ制定されていないため、これらの新たな義務の運用の詳細は不明。

<国際ルール上の問題点>

本規制により、インドネシアで採掘した精錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になる恐れがあり、事実上の輸出規制になる可能性がある。その場合、GATT第11条に抵触する可能性があ

る。また、政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT第11条に抵触する可能性がある。さらに、国産品の使用の義務づけは、GATT第3条及びTRIM第2条に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

2009年10月のWTO・TRIM委員会において、米国・EUがインドネシアに対して質問を提出。

2010年10月のTRIM委員会においてインドネシアは回答を行ったが、米国・EUは更なる情報提供を要求しており、我が国もTRIM委員会における尼側の対応を注視しているところ。

我が国からは、2009年12月の日尼EPAに基づく投資小委員会において懸念を表明した。また、2010年5月には、日尼エネルギー政策対話に際して来日した尼エネルギー鉱物資源省総局長に対し、経産省資源・燃料部長から新鉱業法の制度設計及び日本企業への影響に対する懸念を表明した。さらに、2011年2月には経済産業副大臣より経済調整大臣エネルギー鉱物資源省幹部に対し、新鉱業法への懸念を表明するとともに、日本企業のこれまでの貢献について説明を行った。

関 稅

関税構造

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が96.1%まで向上したことは評価される。しかし、大部分の品目において譲許税率は40%又は30%であり、平均譲許税率も35.5%と高水準である。非農産品の平均実行税率は6.6%と比較的低いが、衣類（平均14.4%）、輸送機械（平均10.6%）、電気機器（平均5.8%）等の関税率が高くなっている。

2004年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005年1月1日より農産品、

水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の6分野の1,962品目について、2010年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005年12月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車（自動車、二輪）、AV機器、プラスティック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量1.5～3リットルのガソリン車、同2.5リットルのディーゼル車について、2006年現在の関税率は60%であるが、2010年には40%まで引き下げられることとなった。また、AV機器や家電製品の関税率についても現在の15%から10%まで引き下げられることが決定された。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高める観点から、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

また、2008年7月に日インドネシアEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

また、2010年末（2010年12月22日）に財務大臣規程2010年241号が公表され、鉱工業品や農産品等に關し、2004年に定めた関税率調整計画の実施という形をとり、2,164品目（全品目の25%）の関税率の変更（1,248品目が引き上げ、916品目が引き下げ）が突然公布され、即日施行となった。関税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する化学製品等も多く含まれており、これら

の高関税品目については改善を求めていく必要がある。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

インドネシア政府は、2009年1月、熱延鋼板及びアルミ亜鉛メッキ鋼板について強制規格を導入する旨発表した（熱延鋼板については2009年5月、アルミ亜鉛メッキ鋼板については2009年7月から実施）。また、2010年8月、冷延鋼板についても強制規格を導入する旨の工業大臣令を公布した。さらに、2010年10月、ブリキ、形鋼等についても強制規格導入をWTO・TBT委員会に通報した。

＜国際ルール上の問題＞

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できることによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としており、今回の規格の導入が、目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、違反となる。また、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するときはその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規格を使わない必要性が確保されなければ、違反となる。

＜最近の動き＞

2009年4月、6月及び10月に開催された日尼EPA関連の諸協議において、日本側より日尼間の鉄鋼貿易及び日尼両国経済への悪影響等について懸念を表明。また、2010年3月のTBT委員会および6月、11月の同委員会開催中のバイ会談で、WTO協定整合性上の疑義等についての問題提起

が行われた。その結果、インドネシア政府は、特定鉄鋼需要者（自動車産業、電気・電子産業等）が自社の製品の素材とするために輸入する熱延鋼板類については、本強制規格の適用除外とする旨の規程を工業省総局長令に設けるに至り、日尼間における実質的な問題が低減された。2010年8月、11月に実務レベル協議の場で、冷延鋼板をはじめとした強制規格対象鋼材の拡大の動きに懸念を表明するとともに、運用の改善要請を行っており、引き続き両国間で協議中である。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

インドネシアでは、大統領令による規制業種を示すネガティブリストに基づき、外資参入規制業種を規定してきた。その後、外資導入促進により国家経済の立て直しを図る政策をとった前政権時から制定が期待されてきた、内資・外資の差別撤廃等の内容を盛り込んだ新投資法案は、2007年3月に成立した。しかし、同年7月に公布された新たなネガティブリストでは、外国投資家との事前の調整もなく、新規・拡張投資への参入規制強化が図られ、新投資法の趣旨から大きくかけ離れた内容となった。

07年ネガティブリストは日系企業が既に投資する分野も幅広く規制しており、運輸、小売、コンサルタント、仲介業、通訳業、労働者派遣など、あらゆる業種に規制がかけられた。また、資本構成（出資者）変更、本社移転、新規事業、投資額の増減など旧法で承認された条件を変更した場合には、新法が適用されるとしているため、規制対象分野では資本の売却や地場企業との提携を余儀なくされ、既存企業の法的安定性、予見可能性を著しく低下させるものとなった（その後、同年12月の大統領規定で一部の分野で出資比率や地域制限規定が除外されたものの、我が国が関心

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

を有する自動車・二輪及び同部品やアクセサリー販売業など、100%内資限定とされている分野が引き続き存在している)。また、新規投資に対しても、幅広い分野で外資出資比率上限規制、我が国の主要投資分野における地場中小零細企業とのパートナーシップ規定など、投資形態と事業活動内容を幅広く事細かに制限した。特に、製造業のサプライチェーン・マネジメントの競争力強化と効率化に不可欠な物流・ロジスティクス、代理店・コミッショニングエージェント、販売業を外資に規制あるいは参入を禁止したことで、製造業の投資意欲の低下が懸念された。

2010年5月、ネガティブリストが改正された(大統領規定2010年36号)。改正により、建設業の外資比率の上限が55%から67%に引き上げられ、これまで外資に閉鎖されていた映画関連サービスの一部は49%まで開放された。医療サービスは65%から67%に引き上げられ、立地制限も撤廃された。郵便事業は、郵便法の改正に基づき、特別許可に基づく実施が可能となり、外資は49%までと規定された。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

(電気通信)

新ネガティブリストにおいても引き続き、通信網事業(固定網事業、回線交換又はパケット交換技術を用いたケーブルによるローカル、回線交換又はパケット交換技術を用いたラジオ)は49%まで、特定固定網事業及び移動網事業(携帯、衛星)は65%まで、マルチメディアサービス事業は、データ通信システムサービスが95%まで、インターネット相互連結サービス(NAP)が65%まで、公用電話回線インターネットサービス及びその他のマルチメディアは49%まで、外資の保有比率が認められている。2010年5月ネガティブリスト改正により、通信塔の供給・管理者(運営、レンタル)、建設サービスプロバイダーは内資100%と規定された。なお、2008年11月に、全ての通信事業者に対し、通信網を建設する場合

に30%以上の国産品調達比率を課す大臣令案を公表するなどの動きがあったところであるが、当該案は撤回された。しかしながら、2009年10月には、Wimax等の高速無線通信技術やユニバーサルサービスに係る通信設備を建設する際には、一定の国産品調達比率を課す大臣令を施行するなどの動きがあり、WTO協定及び日本・インドネシア経済連携協定上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

(流通)

新ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資100%とされており、具体的には、小売業の規模の定義が明確化され、スーパーマーケットは1,200平方メートル未満、デパートは2,000平方メートル未満のものを小売業として内資100%に限定されている。さらに、大統領規定2007年112号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設(駐車場・安全面)、営業時間などについて規定されている。

(音響映像、広告等)

インドネシアは、外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は100%インドネシア資本の企業に限られている。新ネガティブリストにおいても引き続き、映画製作、映画宣伝設備製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、内資100%に限定されているが、従前内資100%とされていた撮影スタジオ、フィルム加工施設、吹き替え施設については、49%まで外資に開放された。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な

外資規制は、インドネシアのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

＜最近の動き＞

2007年8月20日に署名された日インドネシアEPAにより、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど5分野を新たに約束した（日本資本40%まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本40%まで）を約束した。

また、上記のとおり、2010年5月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが改正され、建設サービス、映画関連サービス、医療サービス、郵便サービス等の分野で外資規制の緩和が行われたものの、流通サービス等については規制緩和がなされなかった。

我が国は、引き続き外資制限に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資制限の緩和を働きかけている。

ることがあり、実質的に複製である意匠を用いる製品の製造等を防止するという意匠権者の権利行使（TRIPS協定第26条）に困難が生じる場合があった。

＜最近の動き＞

この意匠の新規性の解釈問題については、2005年12月、インドネシア最高裁判所がTRIPS協定第25条1項を引用し、「事前に公表された意匠と著しく異なる場合」に新規性があるとの判断を下した。その後再審請求が受理され、請求は棄却された。2011年2月現在、新規性の範囲を、出願日において事前に公表された意匠と同一でない又は類似しないときにまで拡大する、意匠法改正法案が審議されており、引き続き、意匠法改正の動向及び意匠審査における運用を注視していく必要がある。

（2）その他制度上の問題点

インドネシアでは商標法、工業意匠法ともに親告罪となっており、権利侵害（模倣品等）の取締りは、権利者が申し立てない限り実行されておらず、市場において模倣品が日常的に販売されている一因であると考えられる。TRIPS協定第41条の観点からも実効的な取締りが行われることが望まれる。

知的財産

（1）意匠の新規性

＜措置の概要及び国際ルール上の問題点＞

インドネシアの2000年意匠法は、意匠権は、新規な意匠に対して与えられる（第2条1項）、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は新規であるものとみなされる（第2条2項）と定めている。このため、実際の審査においては、事前に公表された意匠と全く同一である意匠以外は新規性があるものとして意匠登録が行われ

3. マレーシア

内国民待遇

(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及びAP制度に基づく輸入制限問題

<措置の概要>

マレーシアでは、特定の同国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し（現在はプロトン社、プロドア社、イノコム社、マレーシアトラック＆バス（MTB）社の4社）、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。具体的には、物品税の適用税率につき、国民車に対しては50%から100%の減免がなされてきたことが報告されている（本措置は2001年度に行われたWTO貿易政策検討制度（TPRM）の対マレーシア審査においても報告されている）。

2004年1月1日には、マレーシア政府は、完成車（CBU）とノックダウン（現地組み立て）車（CKD）の新輸入税率及び新物品税率に関する新政策を施行し、新たに国内生産車以外にも物品税を賦課することとした。これによると、乗用車のCBUの輸入関税は、ASEAN諸国に適用される共通効果特恵関税（CEPT）が20～110%、非ASEAN諸国に適用されるMFN関税が0～100%引き下げられこととなったものの、新たに物品税が30～100%課されることとなった。また、乗用車のCKDは、CEPTが0～55%、MFNは0～45%引き下げられたもの（但し一部製品については引き上げ有り）、物品税が0～60%引き上げられた。その後、2005年10月19日に発表された自動車政策並びに新関税率及び新物品税率により、乗用車のCBUについてはCEPTが一律15%、MFN関税が一律30%に引き下げられ、物品税については、10～50%分引き下げられた（2,500cc

未満のバンとMPVについては15～20%引き上げ）。

なお、マレーシア政府は、物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス（AP：Approved Permitと呼ばれる）が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している模様である。

<国際ルール上の問題点>

そもそも、国民車の定義が曖昧で不明な点が多くあるが、物品税については、事実上、国産品である国民車を優遇している可能性が高く、GATT第3条2項の「内国税に関する内国民待遇」違反が問題となる。

また、仮に輸入許可制度を通じた輸入台数規制の実施が事実であれば、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」違反の可能性がある。

<最近の動き>

物品税については、2005年10月の税率変更により、差別的取扱いは解消されつつある模様であるが、明文化された措置ではないため、引き続き注視が必要である。

マレーシアでは、中古車を含む、全ての自動車は輸入許可証（AP）なしに輸入することはできず、このAPは、各国に輸入上限が割り当てられており、自由貿易の阻害要因となっていたが、世界貿易機関による貿易自由化の要求に沿って、2010年12月31日までに段階的に廃止される予定であった。しかし、2009年10月の新政策では、フランチャイズAP（特定メーカーの新車に限り輸入を許可）を2020年末日までに段階的に終了、オープンAP（車種、仕入先など制限がない輸入許可証）は2015年末日までに終了するとし、APの完全廃止は当初の目標に比べて5年から10年先

送りされた。新政策では、NAPの見直しを行い、新政策を2009年10月28日に発表した。新政策は、市場の自由化と「人が第一」のコンセプトを反映し、健全な競争による国内自動車産業の発展及び消費者の安全と環境保護に資するものとしている。我が国としては、マレーシアの自動車政策がWTO協定に整合的に運用されるよう、引き続きマレーシア政府に求めていくことが必要である。

(2) 国産自動車部品の物品税免除制度

<措置の概要>

マレーシア政府は、2006年3月にマレーシア工業開発庁（MIDA）が発表した「第9次5か年計画」、「国家自動車政策（NAP）」の下、産業連携プログラム（Industrial Linkage Program (ILP)）という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の割合に応じて、物品税が割り戻しされる仕組みとなっている。具体的には、国内付加価値＊が、2,500cc以下の自動車の場合は30%以上、2,500cc以上の場合は10~20%であること、国産自動車部品を一定の要件を満たしたサプライヤーから調達していることを条件として、国内付加価値に応じた物品税の割戻しが可能となっている。

*国内付加価値：「国内付加価値 = 工場出荷額 - 輸入原材料価値（= 現地調達材料 + 人件費 + 直接経費 + 利益）」となっており、輸入原材料のうち、ASEAN産業協力（AICO）スキームを通じた輸入は、その20%が国内付加価値としてみなされる。

<国際ルール上の問題点>

当該還付制度における条件である国内付加価値（ローカルコンテンツ）の割合については、相対的に、国産車については基準を満たすことが容易であり、輸入車については困難であると考えられるため、内国税の賦課において輸入品を不利に扱うものであることから、GATT第3条2項に違反する可能性がある。また、当該国内付加価値基準

を達成するためには、事実上、国産部品の購入が要求されるため、同種の輸入自動車部品が実質的に不利に扱われることになることから、GATT第3条4項にも違反する可能性がある。

その他、貿易関連投資措置としてのローカルコンテンツを禁止するTRIM協定及び国内産優先使用補助金を禁止する補助金協定にもそれぞれ違反する可能性がある。

<最近の動き>

ILP導入以降、本制度を活用した場合としなかった場合とで小売価格に差が出てきている模様であり、今後、機会を捉えて国際ルールに整合するよう是正を求めていく必要がある。

数量制限

(1) 関税法に基づく輸入制限

<措置の概要>

マレーシアでは、1967年関税法（Customs Act1967）第31条に基づく2008年関税（輸入禁止）令によって、①完全輸入禁止品目（通貨等、有毒化学物質、武器、プラスチック廃棄物等15品目）、②輸入ライセンスを要する品目（カセット・ビデオ用磁気テープ、すべてのカラーコピー機、自動車、動物用飼料等38品目）、③保護措置のために輸入ライセンスを要する品目（鉄鋼製品、鉄製パイプ、コーヒー等22品目）及び④輸入方法に条件が付される品目（動植物、食料品等61品目）の4つの分類に従って、輸入制限が実施されている。

<国際ルール上の問題点>

当該輸入規制がGATT第20条によって正当化されない措置であれば、GATT第11条（数量制限の一般的廢止）に違反する。

<最近の動き>

我が国は、輸入方法・手続に条件がある品目については、そもそも当該手続に不透明な部分があるため、「手続の透明化」につきマレーシア政府に要請してきた。また、当該輸入規制が輸入数量制限目的の措置であれば、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に違反する可能性がある旨を再三指摘しているところである。

2008年11月にマレーシアの経済危機対応策が発表され、鉄鋼製品、セメント、プラスチック等化学製品等の輸入は「生産的輸入」とし、製造、建設に必要とされる物品については関税の免除が許可されることとなった。同時に、輸入される物品については、公衆の健康・安全、環境を確保するため、規格認証を課す措置をとることとした。これにより、関税の免除は受けられるが、輸入には、建設資材については建設業開発庁（CIDB）、製造のための原材料についてはマレーシ亞標準工業研究所（SIRIM）より、輸入製品がマレーシ亞規格、なければこれらの機関が認めた国際規格に適合したものであるという認証が必要となった。

(2) 丸太の輸出規制等

<措置の概要>

マレーシ亞半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985年から指定された27樹種及び直径12インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996年11月から輸出の数量規制を行っており、2010年及び2011年は年間25万立方メートルを上限としている。また、州内の家具製造業界への資材確保のため、2000年8月からセランガン・バトゥの丸太・製材の輸出を禁止した（ただし、2011年1月現在、セランガン・バトゥの丸太・製材の輸出に関し、実質的な規制は実施されていない）。サラワク州では、1999年より丸太生産量の一定割合を州内加工用とし（2010年現在60%）、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。

<国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT第11条に違反する可能性がある。

(3) 電気亜鉛めっき（EG）鋼板の輸入 免税枠制度

<措置の概要>

マレーシ亞では、電気亜鉛めっき（EG）鋼板をはじめとする鉄鋼製品には総じて50%の高い関税が課される。他方、マレーシ亞国際貿易産業省（MITI）及びマレーシ亞工業開発庁（MIDA）は、国内調達が不可能な鋼板については、輸入者に一年間の期限を付した免税枠を付与する制度を設け、便宜を図ってきた。従来、EG鋼板については、マレーシ亞国内での生産がなかったため、免税枠取得は問題なく行われてきた。しかし、2006年12月に地場の鉄鋼メーカーとしてMEGS社が設立され生産を開始したことの影響からか、輸入免税枠取得に要する時間が従来より増加し、中には2~4か月もかかるケースも見られる。

<国際ルール上の問題点>

免税枠取得のための要件である「国内調達可能性」については、MIDAが国内の生産会社に調達の可否について照会をかけて判断する運用になっているため、供給側である国内鉄鋼メーカーの主張のみに基づき恣意的な運用になるおそれがあり、輸入許可手続関連規則の公平・公正な運用を義務づけるライセンス協定第1条項に違反する可能性がある。また、輸入枠の申請から取得まで2~4か月もかかる運用は、申請の処理については30日以内とすることを規定したライセンス協定第3条5項（f）に違反する可能性もある。

<最近の動き>

2007年10月、日本・マレーシ亞EPAの「ビジネス環境整備小委員会」において、我が国は、速やかな申請処理を行うこと、国内調達可能性の判断については国内生産者の主張だけではなくユー

ザーの要求を満たしているかという品質の観点も判断基準に入れること、新たな輸入枠ルールを定める場合は、ビジネスの実態を踏まえたものにするため関係する日系企業にも意見聴取の機会を設けることを求めた。

2008年12月に開催された第3回同小委員会において、EG鋼板の耐指紋（AF）材及びリン酸処理（P）材に関してこれまで免除枠取得に必要だった国内調達可能性にかかる証明：CLA（Certificate of Local Availability）が不要との回答をマレーシア側から得たことで、日系企業のEG鋼板調達が円滑化されることとなった。2009年6月17日、MITIは国内産業の保護のほか、製造業の国際市場での競争力向上のため、鉄鋼産業政策の見直しを発表した（2009年8月1日施行）。

7セクター（輸出型産業、自動車・自動車部品、航空業、電気電子、船舶、石油・ガス、家具）向けの輸入免税が廃止され、熱延、冷延、EG鋼板のうち、マレーシア国内で調達が可能かどうかを証明することに関係なく輸出用最終製品の原材料として使用されるもの、現地で生産されていないグレードやスペックのもの、ゼロ関税の最終製品の原材料として使用されるものが輸入免税の対象となった。

関 稅

鋼板の関税引き上げ措置

＜措置の概要＞

マレーシアは、2002年3月、熱延鋼板や冷延鋼板など鉄鋼製品199品目の輸入関税について、従来の0～25%を最大50%に引き上げる措置を行った。また、2009年6月、国際貿易産業省（MITI）により鉄鋼産業政策の見直しが発表され、棒鋼の関税は2009年8月1日に10%へ、2010年1月1日に5%へ、鋼板の関税は2009年8月1日に50%から25%へ、2018年1月1日までに0%～10%へ、それぞれ引き下げられることとなった（鉄鋼産業

政策の見直しについては数量制限を参照）。

＜国際ルール上の問題点＞

本措置は、当該品目が非譲許品目であることから、WTOルールに違反するものではないが、2002年3月における引き上げ幅は大きく、貿易への悪影響が懸念された。このような大幅な関税引き上げは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高いことから、WTO加盟国は、このような非譲許品目を可能な限り譲許すべきである。2009年8月以降は、順次引き下げられる予定になっているところ、スケジュールどおりに引き下げられるか、注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

2002年3月に関税引き上げ措置がとられたことを受けて、我が国は、累次にわたって当該措置の撤回を申し入れてきたところ、2006年7月に日マレーシアEPAが発効したことにより、我が国からマレーシアへ輸出する鉄鋼製品のうち、一部の熱延鋼板を除き、実行税率を10年以内に無税とすることが約束された。

他方、鉄鋼産業政策の見直しに伴い、2009年8月以降、事実上、日マレーシアEPAで約束されている鉄鋼用途免税制度を担保してきた用途免税制度が廃止されたことを受け、日マレーシアEPAに基づく鉄鋼用途免税制度の運用方法等についてマレーシア政府と協議を進めている（詳細については数量制限を参照）。

基 準・認 証 制 度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

マレーシア政府は、2008年11月より鉄鋼製品57品種について強制規格を導入した。また、2009年8月1日より対象を627品目にまで拡大し

たが、同月13日には暫定的に2ヵ月間中止することとし、2009年10月13日より対象品目を187品目に削減するとともに各種除外措置を導入して再度運用が実施された。

＜国際ルール上の問題＞

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できることによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としており、今回の規格の導入が、目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、違反となる。また、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規格を使わない必要性が確保されなければ、違反となる。さらに、TBT協定第2.9条及び第2.9.2条において、「強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該強制規格案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、本規格についてWTO事務局に通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2009年6月のTBT委員会、及び、2009年9月の日馬実務者協議において、WTO協定整合性上の疑義、日馬鉄鋼貿易における悪影響等について日本側より問題提起を行った。その結果、マレーシア政府は、対象品目を627品目から187品目に大幅に削減するとともに、各種適用除外措置（認定製造業、自由工業地域、特定産業向けの適用除外）を導入した。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関しては、政府は外資参入を30%までに制限している。その他の民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。

ライセンスを必要としない販売・サービス業の出資比率は、従来、外国投資委員会（FIC）のガイドラインにより、ブミプトラ資本最低30%の保有が求められていた。しかしながら、経済成長の牽引役としてのサービス産業の活性化、成長を重視しており、外資の誘致にも貢献するとして、2009年4月22日マレーシア政府は、サービス産業の自由化を発表し、サービス産業27分野でこれまでの最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を即時撤廃し、外資100%が認められるようになった（＜最近の動き＞参照）。

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン（改正）2008年1月1日発行」）が撤廃され、FICは解散された。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンスや認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

（金融）

政府は漸進的に自由化を進める政策を採っており、資本市場及び金融市场の長期基本計画であるマスタープランが2001年2月及び3月に発表され、右に基づき市場開放を進めている。資本市場マスタープランでは、国内証券市場への投資増加のため、①証券会社への外国資本の出資比率緩和、②

従業員積立基金（EPF）の資産運用規定の緩和、③コーポレートガバナンスの徹底と小株主の保護、④イスラム金融市場の育成等が盛り込まれた。2004年4月から、外貨預金口座に関する外貨保有限度額の引き上げや、先物為替予約・スワップ取引に関する規制緩和等が行われた。証券会社と投資銀行は共に49%と外資出資比率が制限されている（2005年3月に、中央銀行から、「投資銀行設立のフレームワーク」が発表された。この通達により、投資銀行外資資本規制がこれまでの30%から49%に引き上げられた）。

さらに、2009年4月27日に、ナジブ首相は金融セクターの自由化も発表し、金融分野における規制緩和の主な内容としては、①ライセンスの新規発行、②外資出資制限の緩和、③運営営業の緩和が挙げられる。

(1) ライセンスの新規発行

○2010年6月にマレーシア中央銀行は、新たに5つの外国銀行に商業銀行免許（フルバンク・ライセンス）を発給する旨発表。邦銀ではみずほコーポレート銀行、三井住友銀行の2行に対して免許の発給が決定された（現地法人の開設は2011年から開始予定）。

(2) 外資出資制限の緩和

○投資銀行やイスラム銀行、保険会社やタカフル保険運営者に対する外国資本の出資制限を、これまでの49%から70%に緩和した〔ただし、国内の商業銀行に関する外資の制限は30%のまま据え置き（単独の出資上限も20%に据え置き）〕。

(3) 運営・営業の緩和

○10年から現地法人化している外資系の商業銀行が本格的な支店を4ヵ所設置すること、および小規模金融を行う支店を10ヵ所設置することを認める。
○ラブアン・オフショア銀行法（90年）に基づく持ち株会社には09年6月から、運営・管理事務

所をクアラルンプールに置くことを許可する。

○ラブアン・オフショア金融サービス局（LOFSA）のライセンスを持つ、一定の基準を満たすオフショア銀行やオフショア保険会社については、それぞれ10年、11年からオンショア市場に参入することを認める。

(電気通信)

現在、電気通信分野の外資出資比率は原則30%までに制限されている。またサービス内容や対象とする顧客によって、付与されるライセンスが異なるが、このうち、「個別ライセンス」は、一般携帯電話サービスやIP電話、衛星放送など、より広い顧客向けのサービスが可能だが、外資出資は30%までしか認められない。しかしながら「クラス・ライセンス」は、ニッチ顧客向けサービス若しくはサービス内容そのものを限定するが、マレーシアにて設立された法人であることを条件に、外資100%の出資が認められている。

(流通)

国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）は2010年5月12日、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改定を発表した。新ガイドラインでは、ハイパーマーケットを除いて30%のブミプトラ資本条件が削除され、外資100%が可能になり、大きな改善といえる。外資の資本参加、買収、合併などは、MDTCCが管轄官庁となり同省からの認可を必要とする。また、旧ガイドラインでは最低資本金は100万リングと定めており、金額の変更はないが、新ガイドラインでは資本金は普通株のことと明記された。新ガイドラインは10年1月6日にさかのぼって発効した。

しかし、すべての分野でブミプトラ資本規制が撤廃されたわけではない。例えば、ハイパーマーケットは条件が継続され、30%の資本条件が継続される。また、コンビニエンスストアなどは、引き続き外資参入禁止業種とされている。

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

外資参入禁止業種は以下の通り。

流通分野における外資参入禁止業種

- スーパー・マーケット／ミニマーケット（販売面積が3,000平方メートル未満）
- 食料品店／一般販売店
- （24時間営業の）コンビニエンスストア
- 新聞販売店、雑貨品の販売店
- 薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局）
- ガソリンスタンド
- 常設の市場（ウェットマーケット）や歩道店舗
- 国家戦略的利益に関与する事業
- 布地屋、レストラン（高級店でない）、ビストロ、宝石店など

新ガイドラインでは、ブミプトラに考慮した項目もみられる。例えば、「業界へのブミプトラ参加支援に関する方針と計画を各社が明確にしなければならない」との記述がみられるほか、資本規制は撤廃するがブミプトラ取締役を任命するという条件などが継続している。（ハイパーマーケットや専門店など、業種によって営業時間や禁止項目などの条件が異なる。）

＜国際ルール上の問題点＞

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、マレーシアのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

＜最近の動き＞

サービス産業27分野での外資制限の撤廃等の一連のマレーシアの規制緩和については、保護主義的な動きに対抗するものとして高く評価されるものである。もっとも、上記のとおりコンビニエンスストアなどは依然として外資参入が禁止されており、日本企業は現地企業との合弁という形でも参入することができない。我が国は、外資制限に関する法律改正の動向・実施状況等を注視するとともに、引き続き二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資制限の緩和を働きかけていく。

○ブミプトラ資本規制の撤廃サービス産業27分野（2009年4月22日発表）

○電子計算機及び関連のサービス

1. ハードウエア設置に関する相談サービス（CPC841）
2. ソフトウエア実行サービス（システムとソフトウエアのコンサルサービス、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンスサービス）（CPC842）
3. データ処理サービス（インプット・リパレーションサービス、データ処理および集計、時分割サービス、その他データ処理サービス）（CPC843）
4. データベース・サービス（CPC844）
5. メンテナンス・修理サービス（CPC845）
6. その他サービス（データ準備、訓練、データ復旧、クリエイティブコンテンツ開発）（CPC849）

○健康・社会事業にかかるサービス

7. 獣医師サービス（CPC9320）
8. 養護施設による老人および身障者対象の社会福祉サービス（CPC93311）
9. 施設による子どもを対象とした社会福祉サービス（CPC93312）
10. 子どものデイケアサービス（CPC93321）
11. 身体障害者を対象とする職業リハビリテーションサービス（CPC93324）

○観光サービス

12. テーマパーク (CPC96194)
13. 会議および展示会場センター（収容人数5,000人以上）(CPC87909)
14. 旅行会社およびツアー運行サービス（国内旅行のみ）(CPC7471)
15. ホテルおよびレストランサービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）(CPC64110、CPC64199)
16. 食物の給仕サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）(CPC642)
17. 敷地内での消費を目的とした飲料提供サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）(CPC643)

○道路運送サービス

18. 貨物運送サービス（自家用運送、自社の製品を運送する目的のもの）(CPC7123)

○スポーツとその他レクリエーションに関するサービス

19. スポーツに関するサービス（スポーツイベントプロモーションと組織サービス）(CPC9641)

○ビジネスサービス

20. 地域流通センター (CPCP87909)
21. 国際調達センター (CPC87909)
22. 技術検査および分析サービス (CPC8676)
23. 経営コンサルサービス〔一般、金融（ビジネス税制を除く）、マーケティング、人的資源、生産、PRサービス〕(CPC8650)

○運転者を伴わない賃貸サービス

24. 船舶関連（カボタージュ、オフショア貿易を除く）(CPC83103)
25. 国際配送を目的とした乗組員を伴わない貨物船賃貸（裸用船）(CPC83103)

○内陸水路における運送

26. 海上エージェントサービス (CPCP7454)
27. 船の引き上げおよび離礁 (CPC7454)

4. フィリピン

関 稅

関税構造

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意の実施後においても、なお、繊維製品（最高50%）、電気機器（最高50%）等の譲許税率の高い品目が見受けられ

ることから、非農産品の単純平均譲許税率は高く、23.4%である。また、非農産品の譲許率は低く61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは1980年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を2004年までに5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は2003年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車（最高30%）、電

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

気機器（最高30%）、一部の繊維製品（最高20%）等の高関税品目が存在する。その結果、非農産品の単純平均実行税率は5.8%となっている。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いこともWTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

また、2008年12月に日菲リピンEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車、すべての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法(RA8179)により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。

2010年3月に「第8次外国投資ネガティブリスト」(Executive Order No.858)が公表された。第7次ネガティブリスト(2006年12月発表)から

の変更部分として、PEZA (Philippine Economic Zone Authority) が管轄する経済特別区内のカジノ事業等は40%外資規制の対象から除外され、規制緩和がなされたことが挙げられる(100%外資の参入が認められた)。2010年3月21日(発効日)以降原則として2年間適用されるとしている。もっとも、引き続き外資参入禁止分野の主なものとして、払込資本金が250万米ドル未満の小売業が規定されている。また、ラジオ放送局の運営は外資比率20%まで、広告業は外資比率30%までなどの制限についても変更はない。なお、外資100%所有での法人設立には資本金が250万米ドル以上必要で、それ以下の出資額では所有権は40%に制限される。また仮に100%外資で法人を設立したとしても、現行では事業に必要な土地の所有は40%までしか認められていない。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

(金融)

①銀行

銀行分野の外資規制は、1994年5月に成立した、いわゆる「外国銀行自由化法」(Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines)、2000年5月に成立した2000年一般銀行法(General Banking Law of 2000)等で規制されている。

「外国銀行自由化法」では、外銀の進出にあたり、外資の出資比率については60%に制限し、外国銀行支店での進出に関しては、「外国銀行自由化法」成立後5年以内、合計10支店に限って認められたが、現在は新規の免許発給は停止されている。

外貨流動性規制として、外貨建て負債(預金等)の残高の30%を特定の流動性(金融機関向け短期資金放出やインターバンクローン等)によりカバーすることが義務付けられている。

1976年に発出されたオフショア銀行制度に関する大統領通達(Offshore Banking System Decree)により、外国銀行は、オフショア銀行

部門を設立することにより、外国為替業務等を行うことが可能となった。

②保険

2001年12月に発出されたDepartment Order No.31-01（その後2006年のDepartment Order No.19-06及びNo.27-06で一部改正）では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課している。フィリピンは約束表上、保険分野の第3モードについて内国民待遇に関し何ら留保を行っておらず、出資比率に応じ国内外社と外資との最低資本金要件に差異を設けているとすれば、本規制は約束違反である可能性があるといえる。

また、再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。

(電気通信)

フィリピンにおいては公益事業がフィリピン資本企業（資本の60%以上をフィリピン人が有している企業）にしか認められていないため、通信分野への外資参入も40%未満に制限されている。ただし、2009年1月にはフィリピン司法省（DOJ）は、付加価値サービスは規制のサービスには該当しない場合もあり、その際は100%外資の参入も可能であるとの見解を示している（2009年1月12日 Secretary's Opinion No.2）。

(建設)

外資出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業（工事会社）については、同リストに掲載されていないため、100%外資の参入が認められる可能性がある。しかし、実際に建設業を行なうためには、Constructors License Law (CLL法) で、貿易産業省（Department of Trade and Industry）管轄の、建設業を統括している建設産業庁（Construction Industry Authority of the Philippines）の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会（Philippine Contractors Accredita-

tion Board）から建設許可証を入手しなければならず、CLL法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等のRegular Licenseが与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限ってのみ有効な許可が与えられる。従って、100%外資による建設会社の設立は可能であるが、実際に業として参入することは困難と考えられている。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規定している。上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

日比EPA締結後に、商船企業によるフィリピン人技術者育成学校の開校の動きや、IT分野でのコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。我が国は、引き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

5. ベトナム

関 稅

自動車部品関税の変更

<措置の概要>

ベトナム政府は、2002年12月4日、自動車部品関税を2003年1月1日より引き上げる旨の決定を公表した。具体的には、従来の「自動車部品関税制度」(乗用車でCKD1 = 40%、CKD2 = 20%、IKD = 5%^(注))に基づく関税率を段階的に引き上げ、2005年までに一律70%に変更するというものであった。その後、この関税引き上げ案は修正され、CKD1カテゴリーは廃止されて完成車と同じ100%の関税が賦課され、CKD2については、2003年9月から25%に引き上げ、2004年以降は45%まで段階的に引き上げていくという内容となった。これに従ってCKD2の関税については、2003年9月に25%への関税の引き上げが行われた。

(注) CKD (complete knock down) 1とは、輸入国での生産工程が塗装・組み立てのみの状態で輸入される。CKD2とは、塗装・組み立て・溶接、IKD (Incomplete knock down) は塗装・組み立て・溶接・プレスを輸入国においてなされる状態で輸入される。

我が国は、ベトナム政府が、自動車部品関税の引き上げを公表して以来、2004年9月のベトナムのWTO加盟のための二国間交渉や、同年11月までの日越共同イニシアティブ行動計画の策定の過程等において、ベトナムに対し懸念を表明してきた。

その結果、2004年11月の同イニシアティブ第1回評価・促進委員会において、CKD部品については、個別部品ごとに関税を賦課する関税制度への移行に際して適切な関税設定を行うとともに、個別部品ごとに関税を賦課する関税制度と、CKD部品を含む包括的な自動車部品に対して関

税を賦課する「CKD一括輸入関税制度」の両制度が併用されることとなる移行期間中には、両制度の並行運用を適切な形で行うことでベトナム側と合意した。また、ベトナム政府は2005年9月10日付決議第57号によりP-P (Parts by Parts) 関税の税率表を公布し、2006年1~12月はCKD関税とP-P関税の税率を企業が任意で選択できることとなった。更に、並行して、WTO加盟交渉においても、加盟後直ちに個別部品ごとの関税率が2003年9月の水準(CKD税率(25%))を上回らないようベトナム側と合意した。

これらの合意に基づき、2006年1月1日より、乗用車に用いるいわゆる自動車部品については個別品目ごとに14~22%の関税率を、商用車に用いる自動車部品については同様に7%~17%の関税率を適用する制度がスタートし、CKD部品を含む包括的な自動車部品に対して関税を賦課する「CKD一括輸入関税制度」と並行運用された。そして、2007年1月1日より、個別部品ごとに関税を賦課する関税制度がすべての自動車部品に一律適用され、「CKD一括輸入関税制度」は撤廃された。一方で、商用車の個別部品に係る関税率については当時のCKDの関税率よりも大幅に上がりつており、その引き下げについて日越共同イニシアティブにおいて議論がなされている。

<国際ルール上の問題点>

ベトナム政府は、当該措置は自国の自動車部品産業育成が目的との説明を行っているが、このような大幅な関税引き上げを突然公表することは、事業者の予見可能性を著しく損い、円滑な事業活動に支障をきたすものである。

また、高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ベトナム政府は、2008年4月21日から複数回

にわたり自動車関税を70%から83%へ、一部の自動車部品関税に対しても3~5%引き上げると発表し、22日から適用された。

その後、2010年4月26日より、車両総重量10トン超~20トン以下のダンプカーの関税率が30%から25%に、車両総重量45トン以下のダンプカーの関税率は12%または20%から8%に引き下げられた。2011年1月1日には、シリンドラ容積1.8~2.5リットルの自動車の関税率が現行の83%から82%に引き下げられ、シリンドラ容積2.5リットルを超える自動車の関税率は現行の83%から77%に、四輪駆動車の関税率は現行の77%から72%に引き下げられた。自動車と同時に、5t未満

のトラックの関税率が現行の80%から30%に、積載量5~10tのトラックの関税率は54%から25%に、積載量10~20tのトラックの関税率は30%から25%に引き下げられた。

なお、ASEAN域内で生産される9席以下の自動車に対する輸入関税率が、83%から70%に引き下げられた。同引き下げはAFTAにおける引き下げ公約によるもので、2018年には完全に撤廃される。

また、2009年10月に日ベトナムEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほぼすべての主要な自動車部品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

コラム ベトナムのWTO加盟

①加盟交渉の経緯

ベトナムは、1995年1月、WTO発足時に加盟申請を行い、同月、加盟作業部会（WP）が設立された。1998年7月に第1回WP開催されて以来、2006年10月の最終WPまで、延べ14回公式WPが開催され、同国の経済・貿易制度等に関し、個別分野ごとに事実審査及びWTO協定との整合に向けての多国間交渉が行われた。二国間交渉については、我が国を含む29の既加盟国と交渉を実施した。特に、2006年に持ち越した、米国、豪州、メキシコ、NZを含む6か国との二国間交渉は、同国が11月にAPECのホスト国を務めることもあり、2006年に入り加速し、合意に至った。10月26日に開催されたWP最終会合において、関税譲許表及びサービス約束表を含めた加盟文書の採択が行われた。それを受け、11月7日に行われた一般理事会においてベトナムの加盟が承認され、同国内での批准を経て、2007年1月11日、同国は150番目のWTO加盟国となった。

②主な二国間市場アクセス交渉

(a) 日越（ベトナム）交渉

我が国との二国間交渉は、2005年6月初めにAPEC貿易大臣会合の際に行われた小此木経済産業

副大臣（当時）とトゥ商業省副大臣の会談において、鉱工業品の譲許税率につき実質合意を確認した。残されていた関税及びサービス分野の交渉についても、同月の町村外務大臣（当時）のカイ首相表敬、ニエン外相との会談において、日越二国間の実質合意を確認した。その後、事務レベルでの技術的調整を経て、12月の東アジアサミットの際に実施された日越首脳会談において、両国首脳立ち会いの下、事務レベルで正式署名が行われた。

(b) 米越交渉

米国との二国間交渉は、2004年10月から公式に開始された。2005年6月にはカイ首相が訪米してブッシュ大統領と二国間交渉の推進に向け話し合うも、2005年中の合意には至らなかった。2006年に入って交渉が加速化された結果、5月13日にワシントンにおいて事務レベルで実質合意し、APEC貿易大臣会合の直前の5月31日にホーチミンで、バティアUSTR次席代表とトゥ商業省副大臣の間で正式に合意文書への署名が行われた。USTR等によると、米国の対越輸出鉱工業品の94%以上は15%以下の譲許税率で合意するとともに、金融サービスについては、銀行に加え、保険の外資支店設置も認められるなど、市場アクセスの改善が得られた。

(c) EU越交渉

2004年10月のASEM首脳会合までに交渉をまとめる 것을 목표로, 2004년 8월부터, 그때까지 행해온 프로세스를 풀어온 실질적인 교渉을 시작. 같은 해 10월 9일, ASEM 회의에서 라미 상무부 장관(당시)과 투언 상무부 장관(당시) 간에 양국 간 합의가 체결되었다. EC는, 평균 관세율을 광업제품 16%, 물산 22%, 농산물 24%로 설정하면서도, 해운 서비스에 대해서는 100% 외자 라이센스를 획득하였다.

(d) 中越交渉

2005년 7월 18일, 룰온(胡錦濤) 국가주석(당시)의 방문에 맞아, 양국의 무역·투자 담당 장관 간 합의가 체결되었다. 시장 액세스 교渉은, 중국·ASEAN 간의 FTA 교渉과 밀접하게 관련되어 있었고, 관세율 설정 등에서는, 중국·ASEAN 간의 FTA 교渉의 결과로 결정되었(2004년 11월에 행해진 중국·ASEM 정상회담에서 「물품 무역 협정」이 서명되었고, 2005년 7월부터 관세 감소가 실시되었다).

③ 베트남의加盟に伴う主な約束内容

(a) WTO 협정 (관세 평가 협정, 원산지 규칙, 배송 미리 검사에 관한 협정, AD 협정, 세프 가드 협정, 보조금 및 상호 배제 조치에 관한 협정, TRIM 협정, TBT 협정, SPS 협정 및 TRIPS 협정)을 준수하고, WTO 규칙에 기반한 정책 수립 및 실행 체제를 강화하는 내용이다.

※ 베트남은 원산지로 표기되는 화물에 대한 AD 관세에 대해서는, 2018년 12월 31일までの 제한 조치로, 조사 대상으로 지정된 베트남 생산자가, 같은 종류의 제품을 생산하는 산업에서, 해당 제품의 제작, 생산 및 판매에 대한 시장 경제의 조건이 침투하는 사실을 명확히 표시할 수 없을 때는, 예외적인 가격 비교 방법을 사용한다고 언급되었다.

(b) 국가 무역 기관에 대해서는, 정부의 개입 없이 경쟁 사업을 수행하는 것을 가능으로 만들고, 매년 보고서를 통해 보고하는 형식으로, 투명성을 확보하는 민영화를 실현하는 계획(소비 규제, 자연 독점 및 문화·윤리적 고려로 국가 무역 기관의 대상으로 여겨지는 경우)이다.

제공되는 상품은, 담배, 석유, 신문·미디어, 음향 영상 제품 및 항공기 등이다.

(c) 물품 관세에 대해서는, 가입 당시부터 GATT 제3조에 기반한 적절한 적용을 한다.ただし, 맥주 및 맥주에 대한 관세는, 가입 3년 후에, 현재의 알코올 도수에 맞는 복수 관세(복수 관세)에서, 알코올 도수에 맞는 단일 관세로 전환된다. 관세율은 일정한 단위를 기준으로 적용되는 리ニア 방식이나, 또는 일정 수준의 차이를 해소하는 방식으로 조정된다.

(d) 무역 권리(수출입 권리)에 대해서는, 국내외 수출입 기관 간에 다른 등록 절차를 법 개정으로 조정하고, 2007년 1월부터, 국가 무역 대상 상품을 제외하고, 외자 기업을 포함한 외국 기업과 국내 기업 간에内外無差別(내외무차별)으로 무역 권리를 부여한다.

(e) 시장 액세스에 대해서는, 10,444 상품에 대한 허가 및 평균 허가 관세율은 가입 당시 17.23%, 최종 13.42%로 조정되었다. 그 중에서, 광업제품(HG25) 및 그 이후 86 및 89 종류를 제외한 8,629 상품의 평균 허가 관세율은, 가입 당시 15.88%, 최종 12.29%로 조정되었으며, 이전 평균 실무 관세율 17.83%보다 낮은 관세율로 조정되었다.

(f) 서비스 시장 액세스에 대해서는, 컴퓨터 관련 서비스 및 그 외국 기업에 대한 외국 자본 제한 없이 서비스 제공을 가능화하고, 유통 서비스(卸売, 소매, franچaise)에서는, 가입 당시부터 베트남 기업과의 조인 벤처를 인정하고, 2009년 1월부터 외자 기업 100% 출자 설립을 인정하는 내용이다. 특히, 2007년 4월 외국 자본 제한 없이 은행 지점 설립을 인정하고, 현지 통화 예금에 대한 제한은 5년 후에 폐지되는 등, 광범위한 분야에서 시장 개방 조건을 설정하였다.

베트남의加盟 조건에 대해서는, WTO 홈페이지 (http://www.wto.org/english/news_e/pres06_e/pr455_e.htm)에 게시되어 있다.

(注) 베트남의 시장 경제 국면

중국과 유사하게, 베트남 외국加盟국과 베트남 상품에 대한 AD 조치 및 상호 배제 조치에 기반한 조치에 대해 언급된다.

第2章 ASEAN諸国

る調査を行う際の価格比較及び補助金額の算定に
関し、ベトナムを「非市場経済国」として扱う特
例が認められた。そのため、各国は、AD調査に
おける正常価額の算定に関し、2018年末までは、
第三国の中価格及び生産コストを指標として用

いてもよいとされており、また、相殺関税調査で
は、補助金を受ける者の利益の算定に関し、ベト
ナムによる供与条件ではなく第三国における供与
条件を勘案して利益額を算定することが認められ
ている。